

令和7年度特定健康診査等・特定保健指導委託契約書（案）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき実施する特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）等及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、別紙1及び別紙1-2に示す医療保険者等（以下「保険者等」という。）の取りまとめ機関として島根県国民健康保険団体連合会（以下「甲」という。）と一般社団法人島根県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、特定健康診査等及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第2条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙2「健診等内容表」のとおりとする。

- 2 業務は、乙の会員医療機関（以下「実施機関」という。別紙3「実施機関一覧表」のとおり）で行うものとする。
- 3 特定健康診査において、実施機関は、終了後速やかに、法第23条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第3条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- 4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲への送付を行うものとする。

（対象者）

第3条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a)実施機関に対して保険者等の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b)次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確認を受けた者を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- (1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）
- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
- (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認

(4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

(5) 有効期限内の被保険者証の確認

- 2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a)実施機関に対して保険者等の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b)オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第5条 委託料は、別紙4「内訳書」のとおりとする。

(消費税法改正に伴う委託料の取扱い)

第6条 本契約において、消費税法改正により消費税率及び地方消費税率（以下「消費税率」という。）が変更になった場合、消費税率変更後に実施した特定健康診査等は変更後の税率により計算する。

(委託料の請求)

第7条 実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、第5条の委託料のうち**特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等**の券面に示された受診者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙4「内訳書」に定める支払条件に基づき、甲を通じて保険者等に請求するものとする。

- 2 第1項における結果の取りまとめ及び甲への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（甲の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（CD-R、FD、若しくはMO）を実施月の翌月5日までに提出する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

- 3 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、甲の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、甲に到達したものとみなす。

- 4 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

(委託料の支払い)

- 第8条 保険者等は、実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、
適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月
28日までに、実施機関に甲を通じて請求額を支払うものとする。
- 2 甲及び保険者等の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、甲
を通じて請求者（実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実
施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他の保険
者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との甲を通じた調整、又は、当該
実施機関からの甲を通じた戻入による調整を行うことができる。
 - 3 請求者（実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第7条第1項の方
法により請求を行うことができる。

(決済に失敗した場合の取扱い)

- 第9条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査又は特定保健
指導を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、保険者
等は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないも
のとする。
- 2 実施機関が特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券等を確認し、またオンラ
イン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断す
ることができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する
特定健康診査又は特定保健指導は保険者等の費用負担とし、保険者等は実施機関に
対して甲を通じて請求額を支払うものとする。
 - 3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載さ
れた内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行わ
れるものとし、保険者等は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払
う義務を負わないものとする。
 - 4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、
利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止
とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを甲へ送付し、保
険者等は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を甲を通じて実施
機関に支払うこととする。
 - 5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定
した）場合は、保険者等は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用
を甲を通じて実施機関に支払うこととする。

(本人からの請求に基づく情報開示)

- 第10条 第2条の規定に基づき甲の委託を受けて実施機関が実施した健康診査につ
いて、実施機関がその健康診査の結果に係るデータを有している場合には、実施機
関は、健康診査の受診者本人の請求に基づき、甲及び保険者等を経由せず、当該デ
ータを当該本人に対して開示することができるものとする。
- 2 前項の規定により開示を行う場合の費用については、実施機関が受診者本人から
徴収するものとする。

(再委託の禁止)

第 11 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

- 2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者の自己負担金の徴収及び第 7 条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみ行うものとする。

(譲渡の禁止)

第 12 条 実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 13 条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。
- 3 前 2 項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第 14 条 実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙 5 「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

- 2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第 15 条 甲及び保険者等は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲及び保険者等が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

- 2 甲及び保険者等から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲又は乙は、甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

- 2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する実施機関の公表内容等が事実と異なり、それ

により保険者等に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(協 議)

第 17 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

附 則

第 7 条第 1 項における結果の取りまとめ及び甲への送付について、電子媒体（CD-R、FD、若しくはMO）により提出する場合は、同条第 2 項の規定に関らず、当面の間、実施月の翌月 10 日までに提出する方法を採るものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 1 日

委託者（甲） 島根県松江市学園一丁目 7 番 1 4 号
島根県国民健康保険団体連合会
理 事 長 山 本 浩 章

受託者（乙） 島根県松江市袖師町 1 番 3 1 号
一般社団法人島根県医師会
会 長 森 本 紀 彦

委託元保険者一覧表

保険者番号 (半角数字)	委託元 保険者名	郵便番号 (半角数字・ハ イフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハ イフンあり)	委託範囲※3				備考 ※4
					特 定 健 康 診 査	特定保健指導			
						健診 当日 初回 面接	動機 付け 支援	積極 的支 援	
320010	松江市	690-8540	島根県松江市末次町 86番地	0852-60-8174	○				
320028	浜田市	697-8501	島根県浜田市殿町 1番地	0855-25-9410	○		○	○	
320036	出雲市	693-8530	島根県出雲市今市町 70番地	0853-21-6979	○				
320044	益田市	698-8650	島根県益田市常盤町 1番1号	0856-31-0212	○	○	○	○	
320051	大田市	694-8502	島根県大田市大田町 大田口1111番地	0854-83-8154	○		○	○	
320069	安来市	692-8686	島根県安来市安来町 878番地2	0854-23-3220	○				
320077	江津市	695-8501	島根県江津市江津町 1016番地4	0855-52-7937	○				
320093	雲南市	699-1392	島根県雲南市木次町 里方521番地1	0854-40-1045	○	○	○	○	
320788	川本町	696-8501	島根県邑智郡川本町 大字川本271番地3	0855-72-0633	○				
320911	津和野町	699-5292	島根県鹿足郡津和野町 枕瀬218番地18	0856-72-0651	○				
321026	奥出雲町	699-1592	島根県仁多郡奥出雲町 三成358番地1	0854-54-2511	○	○	○	○	
321034	飯南町	690-3513	島根県飯石郡飯南町 下赤名880番地	0854-72-1770	○				
321042	美郷町	699-4692	島根県邑智郡美郷町 粕淵168番地	0855-75-1211	○				
321059	邑南町	696-0192	島根県邑智郡邑南町矢上 6000番地	0855-95-1114	○				
321067	吉賀町	699-5513	島根県鹿足郡吉賀町 六日市750番地	0856-77-1165	○				
321075	隠岐の島町	685-8585	島根県隠岐郡隠岐の島町 下西78番地2	08512-2-8560	○				
323014	島根県医師 国民健康 保険組合	690-8535	島根県松江市袖師町1番 31号島根県医師会館内	0852-26-3100	○				

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託範囲の欄については、委託する場合に「○」を記入。なお、特定健康診査と特定保健指導の両方を委託する場合においても、両者の一括実施を委託するものではなく、特定健康診査終了後に、保険者の判断にて保健指導対象者を選定し、対象者となった者にのみ特定保健指導を実施することとする。

※4 委託元保険者がインボイス制度対応を必要とする場合「○」を記入。

委託元保険者一覧表 (後期高齢者医療)

保険者番号 (半角数字)	委託元 市町村名	郵便番号 (半角数字・ ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハ イフンあり)	備考 ※3
39322011	松江市	690-8540	島根県松江市末次町86番地	0852-60-8174	
39322029	浜田市	697-8501	島根県浜田市殿町1番地	0855-25-9412	
39322037	出雲市	693-8530	島根県出雲市今市町70番地	0853-21-6979	
39322045	益田市	698-8650	島根県益田市常盤町1番1号	0856-31-0214	
39322052	大田市	694-8502	島根県大田市大田町大田口1111番地	0854-83-8154	
39322060	安来市	692-8686	島根県安来市安来町878番地2	0854-23-3220	
39322078	江津市	695-8501	島根県江津市江津町1016番地4	0855-52-7483	
39322094	雲南市	699-1392	島根県雲南市木次町里方521番地1	0854-40-1045	
39324413	川本町	696-8501	島根県邑智郡川本町大字川本271番地3	0855-72-0633	
39325014	津和野町	699-5292	島根県鹿足郡津和野町枕瀬218番地18	0856-72-0651	
39323431	奥出雲町	699-1592	島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1	0854-54-2511	
39323860	飯南町	690-3513	島根県飯石郡飯南町下赤名880番地	0854-72-1770	
39324488	美郷町	699-4692	島根県邑智郡美郷町粕渕168番地	0855-75-1211	
39324496	邑南町	696-0192	島根県邑智郡邑南町矢上6000番地	0855-95-1114	
39325055	吉賀町	699-5513	島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地	0856-77-1165	
39325287	隠岐の島町	685-8585	島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2	08512-2-8560	

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。

※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。

※3 委託元保険者がインボイス制度対応を必要とする場合「○」を記入。

(注) 後期高齢者医療の被保険者の健診については、島根県後期高齢者医療広域連合が被保険者の居住する市町村に受診に係る事務を委託する。

(参考) 島根県後期高齢者医療広域連合

郵便番号：690-0887

所在地：松江市殿町8番地3

電話番号：0852-40-0043

健診等内容表

区分		内容		
特定健康 診査 ※8	基本的な健診 の項目	既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲※2	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査	空腹時中性脂肪	
			随時中性脂肪※3	
			HDL-コレステロール	
			LDL-コレステロール※4	
		肝機能検査	AST (GOT)	
	ALT (GPT)			
	γ-GT (γ-GTP)			
	血糖検査	空腹時血糖		
		随時血糖※5		
		ヘモグロビンA1c		
	尿検査※6	糖		
		蛋白		
詳細な健診の 項目（医師の 判断による追 加項目）※7	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
	眼底検査			
		血清クレアチニン及びeGFR		
特定保健 指導	動機付け支援	I 初回面接：個別支援（20分以上）又は集団支援 II 3ヶ月後の実績評価：面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施		
	積極的支援	初回面接の形態	個別支援（20分以上）又は集団支援	
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上
			主な実施形態	アウトカム評価及びプロセス評価によるポイント制とし、合計で180ポイント以上の支援を実施すること
	終了時評価の形態	3ヶ月後の実績評価を面接又は通信（電子メール、電話、FAX、手紙等）で実施		
保険者等独自の追加健診項目		尿酸、血清クレアチニン（eGFR）、貧血検査、心電図検査、眼底検査		

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。ただし、保険者等から提供があった場合はこの限りではない。
- ※2 後期高齢者医療の被保険者については、腹囲測定は省略する。
- ※3 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする（空腹時とは絶食 10 時間以上とする）。
- ※4 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。
- ※5 やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※6 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。
- ※7 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、国保連合会に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※8 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。

(注 1) 後期高齢者医療の被保険者については、被保険者が居住する市町村が定めた内容により実施する。

(注 2) 保険者等独自の追加健診項目については、別紙 2-2 「追加健診項目一覧表」に記載。

(注 3) 松江市、浜田市、**邑南町及び吉賀町**の被保険者の眼底検査については、**自市町内**の医療機関での実施に限る。

追加健診項目一覧表

特定健康診査

保険者番号	保険者名	追加健診項目				
		尿酸	血清 クレアチニン (eGFR)	貧血検査	心電図検査	眼底検査
320010	松江市	○	○	○	○	○
320028	浜田市	○	○	○	○	
320036	出雲市	○	○			
320044	益田市	○	○	○		
320051	大田市	○	○			
320069	安来市	○	○	○	○	
320077	江津市	○	○	○	○	
320093	雲南市	○	○	○		
320788	川本町	○	○	○	○	
320911	津和野町	○	○	○		
321026	奥出雲町	○	○	○	○	
321034	飯南町	○	○		○	○
321042	美郷町	○	○		○	
321067	吉賀町	○	○	○	○	
321075	隠岐の島町	○	○	○	○	
323014	島根県医師 国民健康 保険組合	○	○	○		

後期高齢者健康診査

保険者番号	市町村名	追加健診項目				
		尿酸	血清 クレアチニン (eGFR)	貧血検査	心電図検査	眼底検査
39322011	松江市	○	○			
39322029	浜田市	○	○			
39322045	益田市	○	○	○		
39322060	安来市	○	○	○	○	
39322078	江津市		○	○		
39325014	津和野町	○	○	○		
39323860	飯南町	○	○		○	○
39325055	吉賀町	○	○	○	○	

(注) 詳細な健診の項目が追加健診項目に記載されている場合は、医師の判断によらず一律に実施することになる。

ただし、厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認める場合は、詳細な健診の項目として甲に請求する。

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件	
		個別健診		
特定健康診査	基本的な健診の項目	8,448円	健診実施後に一括	
	電子的標準様式データ作成	330円		
	検査結果通知費	110円		
	詳細な健診 の項目 (医師の判断による追加項目)	貧血検査		231円
		心電図検査		1,430円
		眼底検査		1,232円
		健診実施機関から眼科医へ再委託した場合		2,057円
	血清クレアチニン検査及び eGFR	121円		
特定保健指導※1	動機付け支援 (動機付け支援相当)	7,700円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 残る 2/10 は実績評価終了後に支払	
	積極的支援	24,200円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ※2 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払	

追加健診項目	尿酸	121円	健診実施後に一括
	詳細な健診の項目を追加健診として実施する場合は、詳細な健診の項目単価に準ずる。		

※1 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※2 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。

ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

(1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲又は保険者等から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲又は保険者等に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲又は保険者等が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲及び保険者等は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。